

技術職インターンシップに参加いただくみなさまへ

01★

交通費支給

居住地から往復の
交通費を支給します！



02★★

宿泊費支給

実習期間中の宿泊費を
支給します！

【対象職種】 保健師 心理 福祉・社会福祉士 児童自立支援専門員 職業訓練指導員
研究員 獣医師 農業 畜産 水産 森林 総合土木 建築 電気 機械

【対象者】 ①宮城県外に居住し宮城県外の大学等に在籍する学生
②宮城県内に居住し大学等に在籍する学生で行程上宿泊を要する方
③宮城県外に居住し宮城県内の大学等に在籍する学生で行程上宿泊を要する方

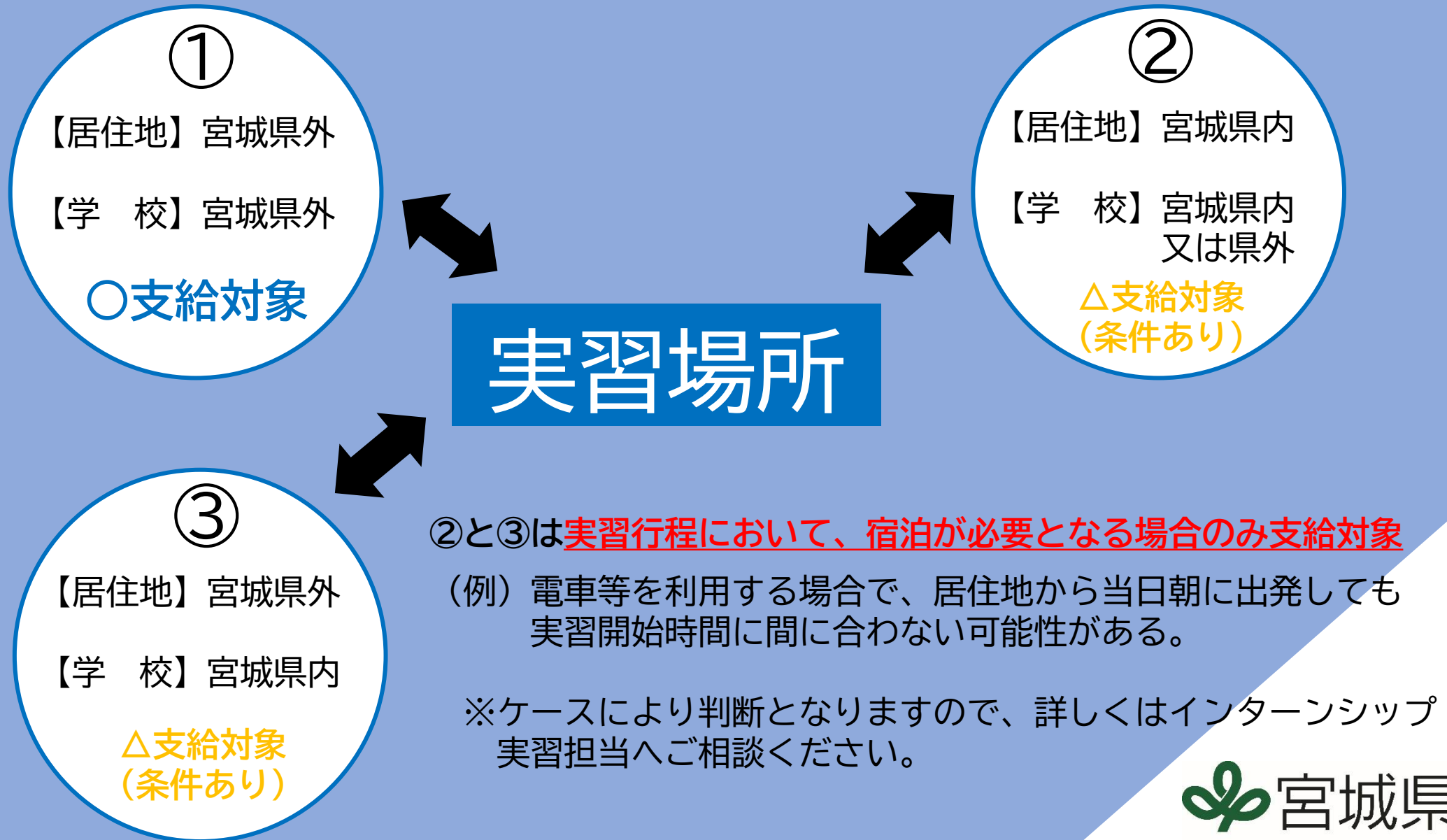
【留意事項】

- ・宮城県の旅費支給ルールに基づき支給します（内容により対象外となる費用もあります）
- ・交通費と宿泊費は参加実績等を確認した後に支給します
- ・支給内容や手続きなど詳しくは参加決定者へお知らせします

令和8年度
宮城県インターンシップ

(参考1)

技術職インターンシップ【交通費等支給対象者について】



(参考2) 技術職インターンシップ【交通費等支給内容について】

支給例

※①の場合

【居住地】東京都品川区〇〇

【実習場所】宮城県庁

【宿泊先】仙台市内のホテル

①～③共通【02 宿泊費支給】について

■インターンシップ実習期間に滞在する宿泊先の宿泊費を実費で支給します。

※上限を超えた金額や、実家・友人宅などの場合は支給されません。

<1泊あたりの支給上限額 14,400円>
(内訳)

- ・素泊まり料金(宮城県内) 12,000円
 - ・宿泊手当(朝・夕食費用) 2,400円
- ※領収書等の提出が必要です。

居住地



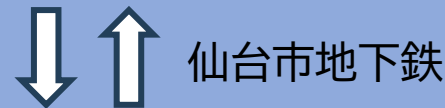
JR大崎駅



JR東京駅



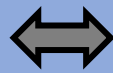
JR仙台駅



仙台市地下鉄
勾当台公園駅



宿泊先



実習場所

仙台市営バス

この支給例の【01 交通費支給】について

■居住地【東京都品川区〇〇】から実習場所【宮城県庁】までの往復分を支給します。(往路・復路は同じ交通手段で算定します。)

■実習場所【宮城県庁】と宿泊先【仙台市内のホテル】の移動に要する交通費は支給されません。

※参加決定者から報告された行程に基づき、宮城県の旅費支給ルールで算定するため、実際の費用等と異なる場合があります。

支給手続きなど詳しくは
参加決定者へお知らせします